

特定証券情報

【表紙】	
【公表書類】	訂正特定証券情報
【訂正特定証券情報の公表日】	平成24年5月18日
【発行者の名称】	五洋食品産業株式会社 (GOYO foods Industry Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 舛田 圭良
【本店の所在の場所】	福岡県糸島市多久819番地2
【電話番号】	(092) 332-9610 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山北 俊明
【担当指定アドバイザーの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当指定アドバイザーの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当指定アドバイザーの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【電話番号】	(03) 3666-2101
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価額の総額及び売付け価額の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 24,225,000円 特定投資家向け売付け勧誘等 10,000,000円
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を平成24年5月28日にTOKYO AIMへ上場する予定であります。上場に際しては、「第一部 【証券情報】」の「第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘及び「第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】」に記載の特定投資家向け売付け勧誘等を行う予定です。また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【公表されるホームページのアドレス】	五洋食品産業株式会社 http://www.goyofoods.co.jp/ TOKYO AIM http://www.tokyo-aim.com/

1 【訂正特定証券情報の公表理由】

平成24年2月21日付で公表いたしました特定証券情報並びに平成24年3月29日、平成24年4月10日及び平成24年5月10日付で公表いたしました訂正特定証券情報の記載事項のうち、ブックビルディング方式による株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘15,000株の取得勧誘の条件及びブックビルディング方式による特定投資家向け売付け5,000株の売付けの条件並びにこの取得勧誘及び売付けに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成24年5月18日に決定したことから、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第二部 企業情報」及び「第四部 株式公開情報」において記載内容に一部変更が生じたため、訂正特定証券情報を公表するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【証券情報】

第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

- (1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】
- (2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

3 【株式の引受け】

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

- (1) 【新規発行等による手取金の額】
- (2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1 【売付け有価証券】

- (1) 【売付け株式】

2 【売付けの条件】

第二部 【企業情報】

第3 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

- (5) その他
 - ② 新株予約権について

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

第3 【株主の状況】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

<訂正前>

平成24年5月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「3【株式の引受け】」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

形態	発行数（株）	発行価格の総額（円）	引受価額の総額 （資本組入額の総額） （円）	発行価額の総額 （円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	15,000	29,250,000	27,787,500 (13,893,750)	24,225,000
計（総発行株式）	15,000	29,250,000	27,787,500 (13,893,750)	24,225,000

(注) 上記の発行価格の総額は仮条件（1,900円～2,000円）の平均価格で算出した想定発行価格（1,950円）に、また、引受価額の総額（資本組入額の総額）は想定引受価額（想定発行価格の95%に相当する1,852.5円）に基づき算出した見込額であり、今後変更されることがあります。発行価額の総額は平成24年5月10日開催の取締役会決議による発行価額（1,615円）に基づき算定した金額です。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

<訂正後>

平成24年5月18日に決定された引受価額（1,900円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「3【株式の引受け】」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格2,000円）で特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

形態	発行数（株）	発行価格の総額（円）	引受価額の総額 （資本組入額の総額） （円）	発行価額の総額 （円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	15,000	30,000,000	28,500,000 (14,250,000)	24,225,000
計（総発行株式）	15,000	30,000,000	28,500,000 (14,250,000)	24,225,000

(注) 上記の発行価格の総額及び引受価額の総額（資本組入額の総額）は、ブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法）により決定した価格に基づき算出した金額です。発行価額の総額は平成24年5月10日開催の取締役会決議による発行価額（1,615円）に基づき算定した金額です。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

<訂正前>

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	1,615 (注) 4	未定 (注) 5	100	自 平成24年5月21日(月) 至 平成24年5月23日(水)	未定 (注) 8	平成24年 5月25日(金)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が引受人に対して支払う1株当たりの金額

「引受価額」：引受人が払込期日までに当社に払い込む1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、ブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法）によって決定いたします。

仮条件は1,900円以上2,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要の状況、上場日（以下に定義する。）までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、平成24年5月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件の決定に当たりましては、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,900円以上2,000円以下の範囲が妥当であると判断いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

また、発行価格は、以下に説明する引受価額及び発行価額（1,615円）とは各々異なります。

3. 引受価額は、平成24年5月18日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
4. 発行価額は、平成24年5月10日開催の取締役会において、発行価格に係る仮条件の下限の1,900円の85%に相当する1,615円とすることを決定しております。なお、引受価額が発行価額（1,615円）を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
5. 資本組入額について、当社は、平成24年2月21日開催の取締役会において、平成24年5月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
6. 申込みに先立ち、平成24年5月11日から平成24年5月17日までの間、引受人に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。なお、需要の申告は、株式の取得の申込みとして取り扱われるものではないため、需要の申告を行わなかった投資家にも株式の販売が行われることがあります。
7. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
9. 株式受渡期日は、平成24年5月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。
- なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

<訂正後>

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,000	1,900	1,615	950	100	自 平成24年5月21日(月) 至 平成24年5月23日(水)	1株につき 2,000	平成24年 5月25日(金)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が引受人に対して支払う1株当たりの金額

「引受価額」：引受人が払込期日までに当社に払い込む1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行新株式（及び売付け株式）の価格決定に当たりましては、1,900円以上2,000円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしましたところ、申告された需要の価格毎の分布状況が仮条件の上限価格に集中し、発行新株式数（及び売付け株式数）以上の需要が見込まれる結果となりました。従いまして、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に判断して、1株につき2,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき1,900円と決定いたしました。

3. 発行価額1,615円は、平成24年5月18日に決定された発行価格（2,000円）、引受価額（1,900円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

4. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は950円（増加する資本準備金の額の総額14,250,000円）と決定いたしました。

5. 需要の申告は、株式の取得の申込みとして取り扱われるものではないため、需要の申告を行わなかった投資家にも株式の販売が行われることがあります。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,900円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

8. 株式受渡期日は、平成24年5月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。

なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

3【株式の引受け】

<訂正前>

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
フィリップ証券株式会社	東京都中央区日本橋 兜町4番2号	15,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ引受価額と同額を払い込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	15,000	—

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成24年5月18日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本取得勧誘を中止いたします。
2. 引受人は、上記引受株式数のうちの一部に関し、販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する場合があります。

<訂正後>

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
フィリップ証券株式会社	東京都中央区日本橋 兜町4番2号	15,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,900円)を払い込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき100円)の総額は引受人の手取金となります。
計	—	15,000	—

- (注) 1. 上記引受人と平成24年5月18日に元引受契約を締結いたしました。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本取得勧誘を中止いたします。
2. 引受人は、上記引受株式数のうちの一部に関し、販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する場合があります。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額 (円) (注) 1	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
<u>27,787,500</u>	300,000	<u>27,487,500</u>

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額（会社法上の払込金額）の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,900円～2,000円の平均価格で算出した想定発行価格（1,950円）及び想定引受価額（想定発行価格の95%に相当する1,852.5円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

<訂正後>

払込金額の総額 (円) (注) 1	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
<u>28,500,000</u>	300,000	<u>28,200,000</u>

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

<訂正前>

新規発行等の手取金である差引手取概算額27,487,500円は、国内外向けの販売促進プロモーション費用、商品企画開発費用、生産効率向上、品質向上及び新商品への対応を目的とした新規生産設備の導入、既存生産設備の維持改修並びに工場内環境の改善に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定	
		平成24年5月期	平成25年5月期
販売促進プロモーション費	10,000	—	10,000
商品企画開発費	3,500	—	3,500
新規生産設備の導入	10,000	—	10,000
既存生産設備の維持改修	2,500	—	2,500
工場内環境の改善	<u>1,487</u>	—	<u>1,487</u>
計	<u>27,487</u>	—	<u>27,487</u>

<訂正後>

新規発行等の手取金である差引手取概算額28,200,000円は、国内外向けの販売促進プロモーション費用、商品企画開発費用、生産効率向上、品質向上及び新商品への対応を目的とした新規生産設備の導入、既存生産設備の維持改修並びに工場内環境の改善に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定	
		平成24年5月期	平成25年5月期
販売促進プロモーション費	10,000	—	10,000
商品企画開発費	3,500	—	3,500
新規生産設備の導入	10,000	—	10,000
既存生産設備の維持改修	2,500	—	2,500
工場内環境の改善	2,200	—	2,200
計	28,200	—	28,200

第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1【売付け有価証券】

(1)【売付け株式】

<訂正前>

平成24年5月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2【売付けの条件】」欄記載の金融商品取引業者（以下「第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売付け価格、発行価格と同一の価格）で特定投資家向け売付け勧誘等（以下「本売付け勧誘等」という。）を行います。なお、売付け価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売付け数（株）	売付け価額の総額（円）	売付けに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	5,000	9,750,000	長崎県佐世保市島瀬町10-12 成長企業応援投資事業有限責任組合 1,600株 東京都千代田区神田錦町3丁目11 精興竹橋共同ビル JAIC-みやざき太陽1号投資事業有限責任組合 1,600株 佐賀県佐賀市唐人2丁目7-20 佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合 第二号 600株 北九州市小倉北区米町1丁目1-1 2F ひびき北九州企業育成投資事業有限責任組合 600株 山口県山口市中市町1-10 山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合 600株
計（総売付け株式）	5,000	9,750,000	—

(注) 1. 「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における特定投資家向け取得勧誘を中止した場合には、本売付け勧誘等も中止いたします。

2. 上記の売付け価額の総額は、仮条件（1,900円～2,000円の平均価格（1,950円）で算出した想定発行価格（1,950円）に基づき算定した見込額であり、今後変更されることがあります。
3. 振替機関の名称及び住所は、「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】 1【新規発行株式】」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

<訂正後>

平成24年5月18日に決定された引受価額（1,900円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2【売付けの条件】」欄記載の金融商品取引業者（以下「第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売付け価格2,000円）で特定投資家向け売付け勧誘等（以下「本売付け勧誘等」という。）を行います。なお、売付け価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及 び種類	売付け数（株）	売付け価額の総額 （円）	売付けに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
普通株式	5,000	<u>10,000,000</u>	長崎県佐世保市島瀬町10-12 成長企業応援投資事業有限責任組合 1,600株 東京都千代田区神田錦町3丁目11 精興竹橋共同ビル JAIC-みやざき太陽1号投資事業有限責任組合 1,600株 佐賀県佐賀市唐人2丁目7-20 佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組 合第二号 600株 北九州市小倉北区米町1丁目1-1 2F ひびき北九州企業育成投資事業有限責任組合 600株 山口県山口市中市町1-10 山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合 600株
計（総売付け株式）	5,000	<u>10,000,000</u>	—

- （注）1. 「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における特定投資家向け取得勧誘を中止した場合には、本売付け勧誘等も中止いたします。
2. 振替機関の名称及び住所は、「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】 1【新規発行株式】」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

2【売付けの条件】

<訂正前>

売付け価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	売付けの委託を受けた者 の住所及び氏名又は名称	売付けの委 託契約の内 容
未定 (注) 1, 2	未定 (注) 2	自 平成24年 5月21日(月) 至 平成24年 5月23日(水)	100	未定 (注) 2	引受人の 本支店	東京都中央区日本橋兜町 4番2号 フィリップ証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売付け価格の決定方法は、「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】 2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】 (2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】」の(注) 2. と同様であります。
2. 売付け価格及び申込証拠金は、本取得勧誘における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。また、本売付け勧誘等における引受価額は、本取得勧誘における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売付けに必要な条件は、売付け価格決定日(平成24年5月18日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売付け価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売付け価格決定日(平成24年5月18日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本売付け勧誘等を中止いたします。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
6. 株式受渡期日は、上場日(平成24年5月28日)の予定であります。本売付け勧誘等に係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

<訂正後>

売付け価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	売付けの委託を受けた者 の住所及び氏名又は名称	売付けの委 託契約の内 容
2,000	1,900	自 平成24年 5月21日(月) 至 平成24年 5月23日(水)	100	1株につき 2,000	引受人の 本支店	東京都中央区日本橋兜町 4番2号 フィリップ証券株式会社	(注) 3

- (注) 1. 売付け価格の決定方法は、「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】 2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】 (2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】」の(注) 2. と同様であります。
2. 売付け価格及び申込証拠金は、本取得勧誘における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。また、本売付け勧誘等における引受価額は、本取得勧誘における引受価額と同一となります。
3. 売付けの委託契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 フィリップ証券株式会社 5,000株
引受人が全株買取引受けを行います。
 なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売付け価格と引受価額との差額(1株につき100円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成24年5月18日に元引受契約を締結いたしました。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本売付け勧誘等を中止いたします。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
6. 株式受渡期日は、上場日(平成24年5月28日)の予定であります。本売付け勧誘等に係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

第二部 【企業情報】

第3 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(5) その他

②新株予約権について

<訂正前>

当社は、株式会社日本政策金融公庫より新株予約権付融資を受けるにあたり、当該公庫に対し、次のとおり新株予約権を付与しております。

今後、同新株予約権が行使されることにより、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、同新株予約権は発行済株式総数の2.56%の割合で付与されております。また、同新株予約権の内容については、後記「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」を参照下さい。

<訂正後>

当社は、株式会社日本政策金融公庫より新株予約権付融資を受けるにあたり、当該公庫に対し新株予約権を付与していましたが、同公庫は当社との契約に基づき、平成24年5月10日付で当社代表取締役舛田圭良へ当該新株予約権の全部を譲渡しております。

また、当社との関係強化を目的として、当社代表取締役舛田圭良は、当該新株予約権の一部を平成24年5月12日付で役員及び従業員等に対し譲渡しております。

今後、同新株予約権が行使されることにより、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、同新株予約権は発行済株式総数の2.56%の割合で付与されております。また、同新株予約権の内容については、後記「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」を参照下さい。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

<訂正前>

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
(省略)									
平成23年6月17日	舩田 幸一	福岡県糟屋郡粕屋町	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)	廣田商事株式会社 代表取締役 廣田 稔	福岡市中央区港2丁目8-25	—	248	446,400 (1,800)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、TOKYO AIM への上場を予定しております。同取引所が定める TOKYO AIM 上場規程第 15 条及び同規程施行規則第 7 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（平成 23 年 5 月 31 日）から起算して 2 年前（平成 21 年 6 月 1 日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
2. 1. に係る特別利害関係者等による上場前の株式等の移動状況について、記載いたしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位 10 名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

<訂正後>

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
(省略)									
平成23年6月17日	舩田 幸一	福岡県糟屋郡粕屋町	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)	廣田商事株式会社 代表取締役 廣田 稔	福岡市中央区港2丁目8-25	—	248	446,400 (1,800)	所有者の事情による
平成24年5月10日	株式会社日本政策金融公庫	福岡市博多区博多駅前3丁目21-12	特別利害関係者等(大株主上位10名)	舩田 圭良	福岡市早良区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長及び大株主上位10名)	(5,555) (注)5	833,250 (150) (注)6	契約に基づく買取
平成24年5月12日	舩田 圭良	福岡市早良区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長及び大株主上位10名)	勝川 一男	福岡市早良区	特別利害関係者等(当社の役員)	(200) (注)5	30,000 (150) (注)6	譲受者と当社の関係強化のため
				中井 廣泰	福岡市南区	特別利害関係者等(当社の役員)	(100) (注)5	15,000 (150) (注)6	
				廣瀬 四郎	福岡県筑紫野市	当社の相談役	(100) (注)5	15,000 (150) (注)6	
				村田 徹	福岡市南区	当社の従業員	(600) (注)5	90,000 (150) (注)6	
				佐々木貴司	佐賀県鳥栖市	当社の従業員	(500) (注)5	75,000 (150) (注)6	
				三枝 聖子	福岡県糸島市	当社の従業員	(213) (注)5	31,950 (150) (注)6	

- (注) 1. 当社は、TOKYO AIM への上場を予定しております。同取引所が定める TOKYO AIM 上場規程第 15 条及び同規程施行規則第 7 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(平成 23 年 5 月 31 日)から起算して 2 年前(平成 21 年 6 月 1 日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
2. 1. に係る特別利害関係者等による上場前の株式等の移動状況について、記載いたしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位 10 名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
5. () 内は、新株予約権の目的となる株式の数(潜在株式数)であります。
6. 移動価格は、新株予約権の譲渡価格であり、本特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等の状況並びに移動の対象である第 1 回新株予約権の権利行使により株式を発行する場合の株式の発行価格(1,800 円)を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定した価格であります。

第3 【株主の状況】

<訂正前>

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
舩田 圭良 (注) 1, 2	福岡市早良区	83,456	38.48
成長企業応援投資事業有限責任組合 (注) 2	長崎県佐世保市島瀬町10-12	16,667	7.68
JAIC-みやざき太陽1号投資事業有 限責任組合 (注) 2	東京都千代田区神田錦町3丁目11 精興竹橋共同ビル	16,666	7.68
エイチシー5号投資事業組合 (注) 2	広島市中区銀山町3-1	11,000	5.07
舩田 タズ子 (注) 2, 3	福岡県糟屋郡粕屋町	6,875	3.17
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業 有限責任組合第二号 (注) 2	佐賀県佐賀市唐人2丁目7-20	6,000	2.76
ひびき北九州企業育成投資事業有限 責任組合 (注) 2	北九州市小倉北区米町1丁目 1-1 2F	6,000	2.76
山口キャピタル第2号投資事業有限 責任組合 (注) 2	山口県山口市中市町1-10	6,000	2.76
株式会社日本政策金融公庫 (注) 2	福岡市博多区博多駅前3丁目21- 12	5,555 (5,555)	2.49 (2.49)
肥銀キャピタル株式会社 (注) 2	熊本県熊本市下通1丁目9-9	5,000	2.30
藤 和崇	福岡県太宰府市	4,442	2.04
舩田 幸一 (注) 3	福岡県糟屋郡粕屋町	3,910	1.80
荒川 利紀	福岡市中央区	3,334	1.53
株式会社丸信	福岡県久留米市山崎市ノ上町7- 20	3,334	1.53
西山 誠治	熊本県熊本市	2,778	1.28
株式会社ADEKA	東京都荒川区東尾久7丁目2-35	2,778	1.28
河合製氷冷蔵株式会社	福岡市東区箱崎ふ頭5丁目9-1	2,778	1.28
白熊商事株式会社	熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間 227-16	2,778	1.28
株式会社野澤組	東京都千代田区丸の内3丁目4- 1	2,778	1.28
三枝 聖子 (注) 6	福岡県糸島市	2,087	0.96
舩田 利弘	宮崎県宮崎市	1,945	0.89
西山 純	熊本県熊本市	1,944	0.89
精松 秀則	福岡市南区	1,667	0.76
イフジ産業株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町戸原200-1	1,500	0.69
株式会社マインドフィールド	福岡市博多区中洲5丁目6-24 アーバンプレミアム博多4F	1,500	0.69
木下 秀樹 (注) 6	福岡県春日市	1,461	0.67
松永 智子	福岡市城南区	1,112	0.51

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
上田 順一	福岡市城南区	1,100	<u>0.50</u>
原田 喜弥	福岡県糟屋郡粕屋町	1,000	<u>0.46</u>
田村 勇氣 (注) 6	福岡市西区	833	<u>0.38</u>
吉岡 友朗 (注) 6	福岡県糸島市	833	<u>0.38</u>
廣田商事株式会社	福岡市中央区港2丁目8-25	667	<u>0.30</u>
三國 仁司	東京都中央区	600	<u>0.27</u>
寺田 澄生 (注) 6	福岡県古賀市	588	<u>0.27</u>
大野 良一 (注) 5	福岡県糟屋郡志免町	556	0.25
藤岡 隆憲	大阪市福島区	556	0.25
丸田 博人	福岡県糸島市	556	0.25
横田 洋介 (注) 5	福岡市東区	556	0.25
篠崎 徳	福岡県糟屋郡粕屋町	555	<u>0.25</u>
谷田 純一郎	熊本県熊本市	555	<u>0.25</u>
堀江 達哉	広島県福山市	555	<u>0.25</u>
杉村包装資材株式会社	福岡市博多区麦野3丁目14-15	555	<u>0.25</u>
川越 一範 (注) 6	福岡市城南区	500	<u>0.23</u>
森 健介 (注) 4	福岡県古賀市	445	0.20
大久保 邦廣	福岡市早良区	433	0.19
宮木 裕司	福岡県古賀市	348	<u>0.16</u>
平野 誠也 (注) 6	福岡市西区	333	<u>0.15</u>
吉原 純也 (注) 6	福岡市西区	333	<u>0.15</u>
大和 修	福岡市早良区	300	0.13
山田 寛行	福岡市博多区	300	0.13
稲益 武司 (注) 6	福岡市西区	280	0.12
小平 尚典	東京都渋谷区	278	0.12
山之口 成	岐阜県瑞穂市	278	0.12
株式会社マジックコンテンツ	和歌山県和歌山市八番丁9 県信ビル411	278	0.12
その他 ³¹ 名	—	<u>2,877</u>	<u>1.32</u>
計	—	222,393 (5,555)	100.00 (2.49)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)

4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
5. 特別利害関係者等（当社の監査役）
6. 当社の従業員
7. 総株主総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
8. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

<訂正後>

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
舩田 圭良 (注) 1, 2	福岡市早良区	87,298 (3,842)	39.25 (1.72)
成長企業応援投資事業有限責任組合 (注) 2	長崎県佐世保市島瀬町10-12	16,667	7.49
JAIC-みやぎ太陽1号投資事業有 限責任組合(注) 2	東京都千代田区神田錦町3丁目11 精興竹橋共同ビル	16,666	7.49
エイチシー5号投資事業組合 (注) 2	広島市中区銀山町3-1	11,000	4.94
舩田 タズ子 (注) 2, 3	福岡県糟屋郡粕屋町	6,875	3.09
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業 有限責任組合第二号(注) 2	佐賀県佐賀市唐人2丁目7-20	6,000	2.69
ひびき北九州企業育成投資事業有 限責任組合(注) 2	北九州市小倉北区米町1丁目 1-1 2F	6,000	2.69
山口キャピタル第2号投資事業有 限責任組合(注) 2	山口県山口市中市町1-10	6,000	2.69
肥銀キャピタル株式会社(注) 2	熊本県熊本市下通1丁目9-9	5,000	2.24
藤 和崇	福岡県太宰府市	4,442	1.99
舩田 幸一 (注) 3	福岡県糟屋郡粕屋町	3,910	1.75
荒川 利紀	福岡市中央区	3,334	1.49
株式会社丸信	福岡県久留米市山崎市ノ上町7- 20	3,334	1.49
西山 誠治	熊本県熊本市	2,778	1.24
株式会社ADEKA	東京都荒川区東尾久7丁目2-35	2,778	1.24
河合製氷冷蔵株式会社	福岡市東区箱崎ふ頭5丁目9-1	2,778	1.24
白熊商事株式会社	熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間 227-16	2,778	1.24
株式会社野澤組	東京都千代田区丸の内3丁目4- 1	2,778	1.24
三枝 聖子 (注) 6	福岡県糸島市	2,300 (213)	1.03 (0.09)
舩田 利弘	宮崎県宮崎市	1,945	0.87
西山 純	熊本県熊本市	1,944	0.87
精松 秀則	福岡市南区	1,667	0.74
イフジ産業株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町戸原200-1	1,500	0.67
株式会社マインドフィールド	福岡市博多区中洲5丁目6-24 アーバンプレミアム博多4F	1,500	0.67
木下 秀樹 (注) 6	福岡県春日市	1,461	0.65
松永 智子	福岡市城南区	1,112	0.50
上田 順一	福岡市城南区	1,100	0.49

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
原田 喜弥	福岡県糟屋郡粕屋町	1,000	0.44
田村 勇氣 (注) 6	福岡市西区	833	0.37
吉岡 友朗 (注) 6	福岡県糸島市	833	0.37
廣田商事株式会社	福岡市中央区港2丁目8-25	667	0.29
三國 仁司	東京都中央区	600	0.26
村田 徹 (注) 6	福岡市南区	600 (600)	0.26 (0.26)
寺田 澄生 (注) 6	福岡県古賀市	588	0.26
大野 良一 (注) 5	福岡県糟屋郡志免町	556	0.25
藤岡 隆憲	大阪市福島区	556	0.25
丸田 博人	福岡県糸島市	556	0.25
横田 洋介 (注) 5	福岡市東区	556	0.25
篠崎 徳	福岡県糟屋郡粕屋町	555	0.24
谷田 純一郎	熊本県熊本市	555	0.24
堀江 達哉	広島県福山市	555	0.24
杉村包装資材株式会社	福岡市博多区麦野3丁目14-15	555	0.24
川越 一範 (注) 6	福岡市城南区	500	0.22
佐々木 貴司 (注) 6	佐賀県鳥栖市	500 (500)	0.22 (0.22)
森 健介 (注) 4	福岡県古賀市	445	0.20
大久保 邦廣	福岡市早良区	433	0.19
宮木 裕司	福岡県古賀市	348	0.15
平野 誠也 (注) 6	福岡市西区	333	0.14
吉原 純也 (注) 6	福岡市西区	333	0.14
大和 修	福岡市早良区	300	0.13
山田 寛行	福岡市博多区	300	0.13
稲益 武司 (注) 6	福岡市西区	280	0.12
小平 尚典	東京都渋谷区	278	0.12
山之口 成	岐阜県瑞穂市	278	0.12
株式会社マジックコンテンツ	和歌山県和歌山市八番丁9 県信ビル411	278	0.12
その他33名	—	3,277 (400)	1.47 (0.17)
計	—	222,393 (5,555)	100.00 (2.49)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
5. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
6. 当社の従業員
7. 総株主総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
8. () 内は、新株予約権の目的となる株式の数 (潜在株式数) 及びその割合であり、内数であります。